

電気料金等定義書 eco 電灯 A (四国)  
(四国電力管内)

平成 30 年 10 月 1 日実施

日本エネルギー総合システム株式会社  
(小売電気事業者登録番号 A0519)

1. この電気料金等定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款 [低圧] に基づき、お客さまに電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、電気の供給条件（供給電気方式、電気の容量、契約電力等）については、お客さまが現在別の小売電気事業者と契約している電気の契約種別が当社の契約種別と同種の内容であり、当社からの電気供給にあたりお客さまが供給条件の変更を希望しないときは、現在の契約種別の供給条件を引き継ぐものとします。
2. この定義書は、以下の地域に適用します。ただし、離島（電気事業法施行規則第3条の2の2で定めるものに限り）は除きます。

徳島県、高知県、愛媛県(一部を除く)、香川県(一部を除く)

3. 当社がお客さまに供給する電気の契約種別は、以下に定めるとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	eco 電灯 A（四国）

4. 契約種別の詳細は、以下に定めるとおりとします。なお、この定義書に定める料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整における基準単価の金額を含みます。）は、すべて消費税等相当額を含みます。
5. 1 需要場所において複数の契約種別を契約されるお客さまについて、1 つの契約種別のみを解約することはできません。解約される際は、原則として、全ての契約種別についてご解約いただきます。
6. 当社は、必要に応じてこの定義書の内容を変更し、また、この定義書を廃止して新たな電気料金等定義書又はそれに準ずる規程を設けることがあります。その場合は、変更又は廃止に先立って、お客さまにお知らせします。
7. この定義書に定めのない事項は、当社の電気供給約款（低圧）によるものとします。

## 【eco 電灯 A (四国)】

- (1) 適用範囲: 電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。
- ① 同時に使用する電気の最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
  - ② 1 需要場所において電力需要の契約種別と併せて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数: 供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (3) 最大需要容量の決定: 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまとの協議又は電気工事店等による電気の容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものとします。
- (4) 料金: 電力量料金（燃料費調整額を加算又は減算します。）の合計金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額とします。

### 【電力量料金】

使用電力量	単位	料金単価(税込)
1kWh あたり	1kWh	24.00 円

電力量料金は、上表の電力量料金単価に支払対象期間（1 か月）の使用電力量を乗じた金額とします。

電気料金等定義書 eco 電灯 A (中国)  
(中国電力管内)

平成 30 年 10 月 1 日実施

日本エネルギー総合システム株式会社  
(小売電気事業者登録番号 A0519)

1. この電気料金等定義書（以下「この定義書」といいます。）は、当社の電気供給約款 [低圧] に基づき、お客さまに電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、電気の供給条件（供給電気方式、電気の容量、契約電力等）については、お客さまが現在別の小売電気事業者と契約している電気の契約種別が当社の契約種別と同種の内容であり、当社からの電気供給にあたりお客さまが供給条件の変更を希望しないときは、現在の契約種別の供給条件を引き継ぐものとします。
2. この定義書は、以下の地域に適用します。ただし、離島（電気事業法施行規則第3条の2の2で定めるものに限り）は除きます。

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

3. 当社がお客さまに供給する電気の契約種別は、以下に定めるとおりとします。

需要区分	契約種別
電灯需要	eco 電灯 A（中国）

4. 契約種別の詳細は、以下に定めるとおりとします。なお、この定義書に定める料金（再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整における基準単価の金額を含みます。）は、すべて消費税等相当額を含みます。
5. 1 需要場所において複数の契約種別を契約されるお客さまについて、1 つの契約種別のみを解約することはできません。解約される際は、原則として、全ての契約種別についてご解約いただきます。
6. 当社は、必要に応じてこの定義書の内容を変更し、また、この定義書を廃止して新たな電気料金等定義書又はそれに準ずる規程を設けることがあります。その場合は、変更又は廃止に先立って、お客さまにお知らせします。
7. この定義書に定めのない事項は、当社の電気供給約款（低圧）によるものとします。

## 【eco 電灯 A（中国）】

- (1) 適用範囲：電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。
- ① 同時に使用する電気の最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
  - ② 1 需要場所において電力需要の契約種別と併せて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。
- (2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数：供給電気方式及び供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト又は交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト及び 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式及び供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルト又は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。
- (3) 最大需要容量の決定：最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、お客さまとの協議又は電気工事店等による電気の容量の調査結果を示す書面の提示によって行うものとします。
- (4) 料金：電力量料金（燃料費調整額を加算又は減算します。）の合計金額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額とします。

### 【電力量料金】

使用電力量	単位	料金単価(税込)
1kWh あたり	1kWh	24.00 円

電力量料金は、上表の電力量料金単価に支払対象期間（1 か月）の使用電力量を乗じた金額とします。